

国民健康保険税が変わります

国の医療制度改革により、平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が新たにスタートしました。これに伴い、国民健康保険税も平成20年度から変更になります。

国民健康保険税の区分に「後期高齢者支援金分」が新設されます

国民健康保険税の区分に新たに「後期高齢者支援金分」が新設されます。

これにより、国民健康保険税は、今までの「医療保険分」と「介護保険分（40歳以上65歳未満）」のほかに、「後期高齢者支援金分」が新たに加わります。

新設される「後期高齢者支援金分」は、今までの「医療保険分」の一部を「後期高齢者支援金分」として納付するものです。このため、「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」を合わせた保険税率などは変わりませんが、これまでの「医療保険分」の賦課限度額が56万円だったのに対し、

今年度分からは、「医療保険分」の上限額が47万円に「後期高齢者支援金分」の上限額が12万円になり、賦課限度額の合計額は3万円引き上げられました（「介護保険分」の上限額は変更されません）。

平成19年度 国民健康保険税率

区分	医療保険分	介護保険分
所得割	8.50%	1.00%
資産割	50.00%	10.00%
均等割	20,000円	5,500円
平等割	30,000円	4,000円
賦課限度額	560,000円	90,000円



平成20年度 国民健康保険税率

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	小計	介護保険分
所得割	6.70%	1.80%	8.50%	1.00%
資産割	40.00%	10.00%	50.00%	10.00%
均等割	16,000円	4,000円	20,000円	5,500円
平等割	24,000円	6,000円	30,000円	4,000円
賦課限度額	470,000円	120,000円	590,000円	90,000円

均等割は加入者1人あたり、平等割は1世帯あたりの金額です。介護保険分の税率・賦課限度額は変更ありません。

後期高齢者医療制度に移行した後の特別軽減措置

国民健康保険に加入している世帯の方が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が減少する世帯や、被保険者が1人になるような世帯に対して、国民健康保険税に特別措置が講じられます。この特別措置を受けるための手続きは必要ありません。

国民健康保険税は、低所得者に対して、国民健康保険加入者と世帯主の所得を合算した額と被保険者の人数により保険料の「平等割」と「均等割」が軽減される措置が設けられています。

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険被保険者が減少する世帯や被保険者が1人（単身世帯）となるような世帯の国民健康保険税に対しては、特別措置が講じられます。この措置を受けるための手続きは不要で、後期高齢者医療制度に移行した日から5年間が対象になります。

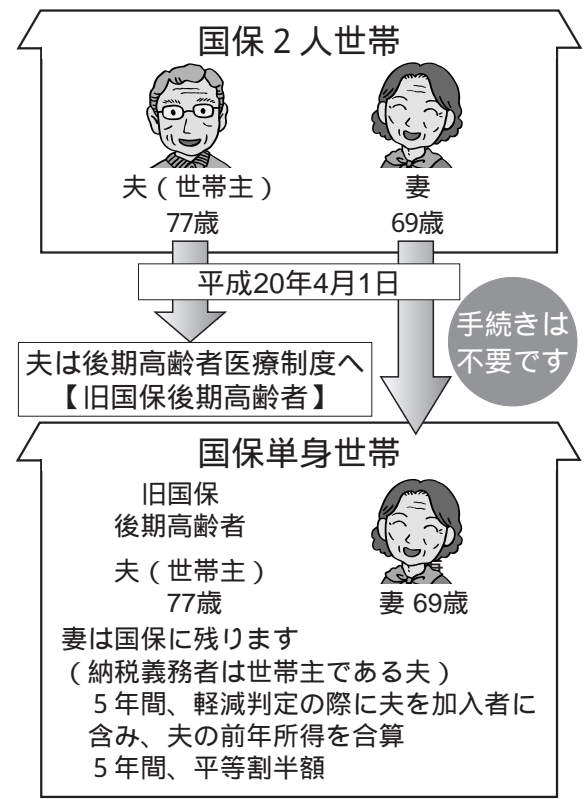
ただし、世帯主が変更された場合は、それ以降の措置を受けられなくなります。

低所得者に対する軽減の割合

軽減割合	国民健康保険加入者数（旧国保後期高齢者を含む）	国民健康保険加入者と世帯主の前年所得
7割	何人でも	330,000円以下
5割	1人（世帯主を除く）	575,000円以下
	2人（世帯主を除く）	820,000円以下
	3人（世帯主を除く）	1,065,000円以下
2割	1人増えるごとに245,000円を加算した金額以下	
	1人	680,000円以下
	2人	1,030,000円以下
	3人	1,380,000円以下
	4人	1,730,000円以下
	1人増えるごとに350,000円を加算した金額以下	

世帯主だけの1人世帯の場合、5割軽減は該当しません

後期高齢者医療制度に移行した後の軽減措置



◆特別措置1 低所得者に対する軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方がいる場合、移行後5年間は、同じ世帯の国民健康保険税の軽減判定の際、後期高齢者医療制度に移行した方の前年所得や人数も含めて軽減判定を行います。

後期高齢者医療制度への移行により世帯の国民健康保険被保険者が減少しても、世帯構成や所得が変わらなければ、今までと同じ軽減を5年間受けることができます。ただし、公的年金控除額縮小

◆特別措置2 平等割（世帯割）の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に残る被保険者が1人になった場合、移行後5年間は医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

ただし、国民健康保険に残る被保険者が複数の場合は該当しません。

国民健康保険税の年金天引きが10月から始まります

国民健康保険税では、加入者全員が65歳から74歳までで構成される世帯の保険料を、平成20年10月に支給される年金から天引き（特別徴収）して納めていただくこととなります。

対象世帯には8月上旬に通知書を送付し、徴収額などの詳細は、その通知書でお知らせします。年金からの天引き（特別徴収）の対象となる世帯は次のすべての条件に該当する世帯です。

納税義務者である世帯主が国民健康保険加入者世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳（ただし、来年3月末日までに納税義務者である世帯主が75歳になる世帯は除きます）

対象となる年金の金額が18万円以上

国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金の2分の1を超えない

年金からの天引きは、原則、4月から翌年2月までの偶数月の年6回ですが、今年度については、年度の途中（10月）から天引きが開始されます。このことにより、今年度の納付方法は、第1期（8月）分と第2期（9月）分は、納付書または口座振替により納めていただき、残りの第3期分から第7期分を10月、12月、2月の年金から天引きさせていただきます。

申し出により年金からの特別徴収から口座振替払いへ支払い方法の変更ができます。変更できる場合には、過去2年間に国保税の滞納がないなどの条件があります。詳しくは総務課税務係（☎52 2101）までお問い合わせください。